

## 新潟県国公立高等学校等奨学のための給付金支給要綱

### (目的)

第1 高校生等がいる低所得世帯に対し、奨学のための給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、国公立高等学校等に在学する全ての意志のある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育に必要な経費の負担を軽減することを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 授業料以外の教育に必要な経費 修学旅行費、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、校外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費等の経費
- (2) 高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）のうち、次に掲げるものをいう。
  - イ 国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）の設置する高等学校等
  - ロ 独立行政法人国立高等専門学校機構又は地方公共団体の設置する高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）
  - ハ 地方公共団体の設置する専修学校
- (3) 高校生等 法第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部の支給を受ける資格を有する者を除く。）、高等学校等就学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者のうち、新潟県教育委員会（以下「教育委員会」という。）において対象と認められる者
- (4) 保護者等 法第3条第2項第3号及び同法施行令（平成22年政令第122号）第1条第1項並びに同法施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第2条第2項に規定する保護者等。
- (5) 新入生 高等学校等に認定基準日の属する年度に入学した高校生等

### (対象者)

第3 給付金の支給対象となる者は、高等学校等に在学する高校生等のいる保護者等であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 新潟県内に住所を有すること
- (2) 次に掲げる世帯のいずれかに属する者
  - イ 保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当である世帯

ロ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯

(3) 次のいずれかの認定基準日（以下「認定基準日」という。）に高校生等が高等学校等に在学していること

イ 給付金が支給される年度の7月1日

ロ 給付金が支給される年度の7月以降に入学することが定められている者については入学日の翌月の初日

(4) 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されていないこと

（支給金額）

第4 給付金の額は、世帯区分に応じ次の各号に定める額とする。

(1) 生活保護受給世帯に扶養されている高校生等

7月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）が措置されている世帯

高等学校等に通う高校生等	1人当たり 年額 32,300円
--------------	---------------------

(2) 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている高校生等（前号の世帯を除く。）

通信制以外の高等学校等に通う高校生等	1人当たり 年額143,700円
通信制の高等学校等に通う高校生等	1人当たり 年額 50,500円

2 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、第1項第2号の金額に次の金額を加算することができる。

高等学校等に通う高校生等	1人当たり 64,800円
--------------	------------------

3 前項の対象者の認定基準日は、第3第1項第3号にかかわらず、災害等が発生した日が7月2日以降の場合にあつては、申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が申請のあった月の1日の場合は、申請のあった月）の1日現在とする。

（給付金の申請）

第5 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める書類を、別に教育委員会が定める日までに、「新潟県内に設置されている高等学校等に在学している高校生等のいる保護者等」にあつては、在学している高等学校等の学校長を経て、「それ以外の高校生等のいる保護者等」については直接、教育委員会に提出

しなければならない。

- (1) 新潟県内に設置されている高等学校等に在学している高校生等のいる保護者等
  - イ 奨学のための給付金受給申請書（様式第1-1号）
  - ロ 保護者等全員の個人番号カードの写し等（様式第2号）又は道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを証明する書類
  - ハ 第4第1項第1号に該当する世帯については認定基準日における高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できる書類又はその写し
  - ニ 振込口座登録申込書（様式第3号）及び振込先口座通帳の写し  
ただし、新潟県立高等学校等の高校生等の保護者等で、振込口座を学校登録済「授業料・諸会費振替口座」とした場合は、提出を省略できるものとする。
  - ホ 制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合の証明書等
  - ヘ その他教育委員会が必要と認める書類
- (2) 前号以外の高校生等のいる保護者等
  - イ 奨学のための給付金受給申請書（様式第1-1号）
  - ロ 保護者等全員の個人番号カードの写し等（様式第2号）又は道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを証明する書類
  - ハ 第4第1項第1号に該当する世帯については認定基準日における高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できる書類又はその写し
  - ニ 振込口座登録申込書（様式第3号）及び振込先口座通帳の写し
  - ホ 奨学のための給付金に係る証明書（様式第4号）
  - ヘ 制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合の証明書等
  - ト その他教育委員会が必要と認める書類

（支給の決定）

第6 教育委員会は第5の規定による申請に基づき、支給を決定したとき、あるいは、支給しないことを決定したときは第5第1項第1号にあっては在学している高等学校等の学校長を経て、第5第1項第2号にあっては直接、申請者に通知するものとする。

（支給の方法）

第7 支給の回数は、一人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回）を上限とする。

2 支給は原則として、申請者名義の預金口座等への振込によるものとする。

3 本給付金は、年度当初に必要な経費を支援することを目的としていることから、認定基準日現在の状況で確認を行い、その後の世帯状況等の変化、高校生等の休学及び退学等の事由が発生した場合においても追給及び返還は行わないものとする。（認定基準日に遡って変更があった場合又は第9の場合を除く。）

(代理受領)

第8 第7第2項の規定にかかわらず、高校生等の在学している学校が新潟県内の公立高等学校等の場合にあつて、第2第1項第1号に定める経費に未納があり、当該保護者等から委任状(様式第5号)の提出があるときは、充当することを目的に、委任状に記載された学校徴収金等未納額の範囲内で、学校長が給付金を代理で受領できるものとする。

(支給の決定の取り消し等)

第9 教育委員会は、保護者等が偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたと認められるときは、支給の決定を取り消すとともに、保護者等に通知するものとする。

2 前項により支給の決定の取り消しを受けた者は、教育委員会が別に指示する方法により給付金を返還しなければならない。

(新入生に対する前倒し給付)

第10 第3の規定にかかわらず、新入生の保護者等にあつては、支給額の一部を前倒し給付することができる。

2 前項に定める前倒し給付に関し必要な事項は、別紙1「新入生に対する前倒し給付について」で定める。

(家計急変世帯に対する給付)

第11 第3の規定にかかわらず、家計急変により収入が減少した保護者等に対して、給付金を支給することができる。

2 前項に定める家計急変世帯に対する給付に関し必要な事項は、別紙2「家計急変世帯に対する給付について」で定める。

(補足)

第12 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和3年度以前に高等学校等専攻科に入学した生徒については、令和4年度の奨学のための給付金の支給において、第2第5号中「専攻科給付金要綱第3条第1項第4号に規定する生計維持者」とあるのは、「令和4年4月1日改正前の規定による保護者等」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月13日から施行する。ただし、第4第3項及び別紙2第3第5項の加算に係る規定は、令和6年1月1日以降に発生した災害等による加算から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、様式第1-2号は、認定基準日が令和6年4月2日以降のものから適用する。

附 則

この要綱は、令和7年5月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、令和6年度分以前の事務については、なお従前の例による。

## 新入生に対する前倒し給付について

### (目的)

第1 低所得世帯の高校生等が特に負担が大きい入学時に必要な支援を受けることができるよう、新入生に対する4～6月分に相当する額「以下「4～6月相当額」という。」を前倒して給付し、速やかな負担軽減を図ることを目的とする。

### (前倒し給付対象者)

第2 次の各号のいずれにも該当する者については、支給金額の一部を前倒して給付することができる。

- (1) 保護者等全員の前年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税相当であること
- (2) 給付金が支給される年度の4月1日（以下「認定基準日」という。）に高校生等が高等学校等に在学していること。

### (前倒し給付額)

第3 給付金の前倒し給付は4～6月相当額を世帯区分に応じ次の各号に定める額とする。

- (1) 生活保護受給世帯に扶養されている高校生等

4月1日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）が措置されている世帯

高等学校等に通う高校生等	1人当たり 4～6月相当額 8,000円
--------------	-------------------------

- (2) 前年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に扶養されている高校生等（前号の世帯を除く。）

通信制以外の高等学校等に通う高校生等	1人当たり 4～6月相当額30,000円
通信制の高等学校等に通う高校生等	1人当たり 4～6月相当額12,000円

2 要綱第4第3項に規定する加算の支給は、前倒し給付のみの支給を受ける者は除く。

### (前倒し給付の申請)

第4 給付金の4～6月相当額を前倒して給付を受けようとする者（以下「前倒し給付申請者」という。）は、次の各号に定める書類を、別に教育委員会が定める日までに、「新潟県内に設置されている高等学校等に在学している高校生等のいる保護者等」にあつては、在学している高等学校等の学校長を経て、「それ以外の高校生等のいる保護者等」については直接、教育委員会に提出しなければならない。

- イ 奨学のための給付金受給申請書（様式第1-2号）
- ロ 保護者等全員の個人番号カードの写し等（様式第2号）又は前年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを証明する書類
- ハ 要綱第4第1項第1号に該当する世帯については認定基準日における高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できる書類又はその写し
- ニ 振込口座登録申込書（様式第3号）及び振込先口座通帳の写し  
ただし、新潟県立高等学校等の高校生等の保護者等で、振込口座を学校登録済「授業料・諸会費振替口座」とした場合は、提出を省略できるものとする。
- ホ 奨学のための給付金にかかる証明書（様式第4号）
- ヘ その他教育委員会が必要と認める書類

2 新潟県内に設置されている高等学校等に在学している高校生等のいる保護者等は、前項ホに定める書類の提出を省略することができる。

（7月～3月相当額の申請）

第5 （別紙1）第4に定める前倒し給付を受けた者は、要綱第4に定める年額から早期給付額を差し引いた額（以下「7～3月相当額」という。）を請求することができる。

2 前項の給付を受けようとする者は、次の各号に定める書類を、（別紙1）第4の規定に準じて、教育委員会に提出しなければならない。

- イ 奨学のための給付金受給申請書（様式第1-2号）
- ロ 保護者等全員の個人番号カードの写し等（様式第2号）又は当年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを証明する書類
- ハ 要綱第4第1項第1号に該当する世帯については認定基準日における高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できる書類又はその写し
- ニ 振込口座登録申込書（様式第3号）及び振込先口座通帳の写し  
ただし、新潟県立高等学校等の高校生等の保護者等で、振込口座を学校登録済「授業料・諸会費振替口座」とした場合は、提出を省略できるものとする。
- ホ 奨学のための給付金にかかる証明書（様式第4号）
- ヘ 制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合の証明書等
- ト その他教育委員会が必要と認める書類

3 新潟県内に設置されている高等学校等に在学している高校生等のいる保護者等は、前項ホに定める書類の提出を省略することができる。

4 前倒し給付申請者が（別紙1）第4第1項ロ及びニに定める書類を提出した場合は、第2項第1号ロ及びニに定める書類の提出を省略することができる。

（給付回数）

第6 要綱第7第1項に定める支給回数については、4～6月相当額の支給と7～3月相当額の支給を行った場合においても1回とする。

## 家計急変世帯に対する給付について

## (目的)

第1 家計急変により保護者等の収入が減少した世帯に対しても、給付金を支給することにより、国公立高等学校等に在学する意志のある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育に必要な経費の負担を軽減することを目的とする。

## (補助対象)

第2 給付金を申請した日の属する月の初日（以下「認定基準日」という。）に次の各号のいずれにも該当する者について、給付金を給付することができる。

- (1) 新潟県内に住所を有すること。
- (2) 家計急変により、保護者等全員の年収見込額又は年間所得見込額（以下「年収見込額等」という。）が第4の基準額未満であること。
- (3) 高校生等が高等学校等に在学し、修学していること。
- (4) 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されていないこと。
- (5) 生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給していないこと。
- (6) 家計急変事由の発生時期が令和7年1月以降であること。

## (支給金額)

第3 6月末日までに家計が急変し、9月末日までに申請のあった者には、要綱第4の各号に定める額を給付する。

- 2 7月以降に家計が急変し、9月末日までに申請のあった者には、原則として家計急変の発生した日の属する月から、月数に応じて算定した額（1円未満切捨て）を給付する。
- 3 10月以降に申請した者については、原則として申請月の翌月から月数に応じて算定した額（1円未満切捨て）を給付する。
- 4 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、要綱第4第2項で規定した金額を加算することができる。

## (年収見込額等の算出方法)

第4 給与収入を得ている者については、直近の3か月間の収入見込額等により家計急変後1年間の年収見込額を推計する。給与収入以外に収入がある者については、年間所得見込額を申請者の申告により算出する。

- 2 前項に限らず、年収見込額等が算出できない場合は、過去の収入実績等をもとに年収等を推計することができる。

(基準額)

第5 年収見込額等の基準額（以下、「年収基準額」という。）は次のとおりとする。ただし次表に該当しない場合は教育委員会が別に定める。

世帯構成	年収基準額
3人世帯（扶養人数2人）	2,210,000円
4人世帯（扶養人数3人）	2,710,000円
5人世帯（扶養人数4人）	3,210,000円
6人世帯（扶養人数4人）	3,700,000円
7人世帯（扶養人数5人）	4,140,000円
8人世帯（扶養人数6人）	4,570,000円

(注1) 世帯構成は、保護者等と被扶養者の人数の合計により算出する。

(注2) 本表の年収基準額等は保護者等のうち1人のみ給与所得を得ている場合とする。

(家計急変世帯に対する給付の申請)

第6 家計急変世帯に対する給付を受けようとする者は、次の各号に定める書類を、別に教育委員会が定める日までに、「新潟県内に設置されている高等学校等に在学している高校生等のいる保護者等」にあつては、在学している高等学校等の学校長を経て、「それ以外の高校生等のいる保護者等」については直接、教育委員会に提出しなければならない。

イ 奨学のための給付金受給申請書（様式第1-3号）

ロ 家計急変の発生事由を証明する書類

ハ 家計急変前の収入を証明する書類

ニ 家計急変後の収入を証明する書類

ホ 振込口座登録申込書（様式第3号）及び振込先口座通帳の写し

ただし、新潟県立高等学校等の高校生等の保護者で、振込口座を学校登録済「授業料・諸会費振替口座」とした場合は、提出を省略できるものとする。

ヘ 保護者等の扶養親族及び兄弟姉妹の人数・年齢を確認するための書類

ト 奨学のための給付金にかかる証明書等（様式第4号）

チ 制服が災害等により喪失・毀損した場合であつて、再度、制服の購入が必要である場合の証明書等

リ その他教育委員会が必要と認める書類

2 新潟県内に設置されている高等学校等に在学している高校生等のいる保護者等は、前号トに定める書類の提出を省略することができる。